

令和5年2月20日

お客様各位

えちしんカードローン「きゃっする」契約規定等改定のお知らせ

越前信用金庫

平素は当金庫をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、令和5年3月1日より、信金ギャランティ株式会社保証付商品えちしんカードローン『きゃっする』の契約規定等を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承下さい。

記

1. 改定を行う契約規定等

- (1) カードローン契約規定
- (2) 保証委託約款
- (3) 信用金庫および保証会社に対する個人情報に関する同意条項

2. 主な改定事項

| カードローン契約規定   | 改定前            | 改定後       |
|--------------|----------------|-----------|
| (新規貸越の停止)    | (追加)           | 借主が死亡したとき |
| (期限前の全額返済義務) | 借主に相続の開始があったとき | (削除)      |

| 保証委託約款     | 改定前         | 改定後  |
|------------|-------------|------|
| (求償権の事前行使) | 相続の開始があったとき | (削除) |

| 信用金庫および保証会社に対する個人情報に関する同意条項 | 改定前<br>(全国銀行個人信用情報センター)                            | 改定後<br>(全国銀行個人信用情報センター)   |
|-----------------------------|--|---------------------------|
| 不渡情報                        | 第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間 | 削除                        |
| 官報情報                        | 破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間                         | 破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間 |

2. 改定日

令和5年3月1日(水)より

【本件内容に関するお問い合わせ先】

当庫本支店窓口へお問い合わせ下さい。

以上